

欧州特許庁、人工知能「DABUS」を発明者とする特許出願を拒絶する理由を公表

2020年1月28日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、2020年1月28日、人工知能（AI）システムが発明者として指定された2つの欧州特許出願（EP 18 275 163 及び EP 18 275 174）の拒絶の理由を述べる決定を公表した旨、ニュースリリースにて発表した。当該2つの出願は、2018年秋に個人によって出願され、2019年11月の出願人との口頭手続の後に、出願において指定される発明者は機械（machine）ではなく人間（human being）でなければならないとの欧州特許条約（EPC）の法的要件を満たさないという理由で、EPOによって拒絶されていたものである。

本ニュースリリースによれば、両方の出願において、「接続ョニスト AI の一種」と称される「DABUS」と呼ばれる機械が発明者として指定されており、出願人は、当該機械の所有者として、当該機械によって創造されたあらゆる知的財産権を譲渡されたと主張して、当該出願人が権利相続人となることによって発明者から欧州特許を受ける権利を取得していたと述べた、としている。

当該決定において、EPO は、欧州特許制度の法的枠組みの解釈は、欧州特許において指定される発明者は自然人でなければならないという結論に導くと認めた。また、EPO は、発明者という用語が自然人を意味すると理解することは国際的に適用される基準であると考えられ、さまざまな国の裁判所がこの趣旨の決定をしてきたと述べた。

さらに、発明者の指定は、それが一連の法的効果をもたらすことから、特に指定された発明者が適法なものであること及び当該発明者がこの地位と関連する権利の恩恵を受けられることを確保するために必須のものであり、また、これらの権利を行使するために、発明者は AI システム又は機械が享受しない法人格を持たなければならない、としている。

最後に、機械に名前を付けることは前述の EPC の要件を満たすのに十分ではない、としている。

また、当該2つの特許出願を拒絶する決定に対しては、出願人は、EPO の独立した司法機関である審判部に2か月以内に審判を請求することができる、としている。

— EPO のニュースリリースは、以下参照 —

[EPO publishes grounds for its decision to refuse two patent applications naming a machine as inventor](#)

— 人工知能を発明者とする特許出願に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —  
[欧州特許庁、人工知能「DABUS」を発明者とする特許出願を拒絶\(2020年1月13日\)\(PDF\)](#)

(以上)